

令和5年度第3回仙台市男女共同参画推進審議会 議事録

日 時 令和6年1月29日(月) 13:30~16:00
会 場 仙台市役所本庁舎 第五委員会室
出席委員 田中真美会長、高浦康有副会長、門脇佐知委員、今野純太郎委員、柴田美千代委員、千葉修平委員、村山くみ委員、若生彩委員
欠席委員 四釜喜愛委員、富塚リエ委員、光安理絵委員、柳生博之委員、大和一美委員
事務局 市民局長、市民局次長兼市民活躍推進部長、男女共同参画課長、男女共同参画課企画推進係長、男女共同参画課担当者
傍 聴 一般傍聴2名

次 第

1 開会

2 パートナーシップ宣誓制度等に関するヒアリング

3 議題

- ① パートナーシップ宣誓制度等に関する論点等について
- ② 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施について
- ③ 「男女共同参画せんだいプラン2021」目標値の変更について

4 その他

5 閉会

1 開会

○企画推進係長

- ・委員 13 名中、本日は 8 名が出席。

○企画推進係長

- ・仙台市男女共同参画推進審議会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長となる。以降の進行は田中会長にお願いしたい。

(1) 市民局長挨拶

- ・元日に発生した能登半島地震においては、多くの方が避難生活をされておられる。
- ・本市では各自治体に職員を派遣しており、男女共同参画課からも職員が、金沢市内のいわゆる 1.5 次避難所へ運営支援要員として派遣された。
- ・東日本大震災の際には、避難所における間仕切りや授乳室のスペースの必要性など、性別等によるニーズの違いからくる切実な問題が顕在化したところである。
- ・災害時には平常時の課題が顕在化するとも言われており、改めて、平常時における男女共同参画の重要性を認識した。

(2) 会議の公開等について

○田中会長

- ・本日の審議会において、非公開とすべき案件はあるか。
(非公開案件なし・事務局)
- ・それでは本日の審議会は公開ということで良いか。
(異議なし)

(3) 議事録署名人の指定について

○田中会長

- ・議事録署名人については、出席者の中から五十音順で 2 名を指名したい。今回は、門脇佐知委員と柴田美千代委員にお願いしたい。
(門脇委員、柴田委員 了承)

2 パートナーシップ宣誓制度等に関するヒアリング

○男女共同参画課長

- ・概要について説明。1 組目の佐佐木ジャッキー氏が急遽欠席となった旨報告。

(1) 小浜耕治 氏

[意見・質疑応答等]

○小浜氏

- ・1992 年から性的マイノリティに関する活動を仙台で始め、1993 年から男性のパートナーとともに生活をしている。
- ・性的マイノリティの当事者であり、その分野の活動をしている者として話をしたい。
- ・2015 年に当時の奥山市長に、市長への手紙を使って、何か同性パートナーに関する施策を考えていないのかと要望した。それ以来、時々審議会も傍聴しながら見守ってきた。
- ・そもそもパートナーシップ宣誓制度等（以下、「宣誓制度等」という。）はどのような目的かということ、何か新しいものというよりは、婚姻ができない性的マイノリティの方が入ったカップルが、法的に同性カップルとなる場合が多いが、そういったカップルが法的に認証されないということと、実質的な家族であっても、法的に認証されないせいで不安定な状態になるということもある。あるいは婚姻が男女の結びつきであるという通念により、社会から不可視化されているという状況にある。それを緩和するため、現在の法体系を補完して、性的マイノリティが目に見える形で家族をなしているということ、自治体が承認するという目的があると考えている。
- ・法的な側面と、社会的な側面から考えていただきたいと思う。

- ・宣誓制度等は、2015年に渋谷区や世田谷区から始まった制度だが、当初から要綱で行うか、条例で行うかというところは分かれており、形式についての多様性があった。しかしながら、条例で行うという時に、宣誓制度等単体で条例を作っているということではなく、性的マイノリティに関する差別解消や、教育、啓発を総合的にどう進めるかという条例の中に、宣誓制度等が位置づけられている。まだ条例に関する議論は進んでおらず、条例を作るということは現実的ではないのかなと思っている。
- ・来年度中に導入するということがあったが、早急に要綱として宣誓制度等をどうするのかということに集中して、来年度が始まったらすぐに施行できるようにしていただきたい。条例はそれから、じっくりと議論を重ねて欲しいと思っている。
- ・宣誓制度等の対象というところだが、性的マイノリティが関わるカップルであるということだとは思いますが、どうしても同性のカップルにフォーカスされがちなどころではあるものの、もう少し間口を広く考えて欲しい。具体的には、トランスジェンダーを含むカップルで、例えば、女性とトランス女性のカップルでは、婚姻をしている場合もあるが、見た目が女性同士であるため、結婚していると言うと、性別変更しているということを明かさなければならぬということになり、自動的に明かされるということで、なかなか可視化されないということもある。こういった場合にも使えるものであっても良いのだろうという風に思う。
- ・性別変更にあたっては、婚姻していた場合、一旦離婚しないと性別が変更できないため、不都合が生じている例もある。そういった場合でも、宣誓制度等で継続して認証する制度があれば良いと思う。
- ・性的マイノリティには様々なカテゴリの方々が出て、ノンバイナリーという男性でも女性でもない、あるいは男性でも女性でもあるという方たち、あるいはパンセクシュアルといって、相手の性別にこだわらない方や、アセクシャルといって、性的に惹かれることはないという方もいて、そういう方たちが家族をなすという時に、法的に婚姻できないという場合も出てくるため、そういう場合にも対応できるようにしていただきたいと思う。
- ・兵庫県淡路市が導入している宣誓制度等では、当該宣誓に係る相手方以外で配偶者がいる場合は制度の利用ができないということで、二人が婚姻している場合であっても、トランスジェンダーである場合は制度利用を可能とする例もある。
- ・多様な性的マイノリティに対応した、皆が活用できる制度にしていきたい。
- ・パートナーシップ宣誓制度をさらに広げた制度として、ファミリーシップ宣誓制度を導入している自治体もある。パートナーとその実子など、レズビアンのカップルにはこのような家族もたくさんいるが、その時には片方には親権がないことになる。そのところを補完し、子どもも含めて家族として認証するというファミリーシップ制度をぜひ導入してほしい。
- ・ファミリーシップ制度については親も対象に広げているところもあるが、そこは具体的にどのようなニーズがあるのかあまり聞いたことがない。今後導入してから議論するといったことでも良いのかなという風に思う。
- ・自治体の施策なので、自治体内での制度となると思うが、遠距離等のカップルの場合でも使える制度としてほしい。例えば、また転勤して一緒に住めるようにするためには、パートナーであることの証明が必要であったりする。この点について会社に示せるということで非常にニーズが高いものになるのではないかと考えている。一方が市内在住であれば活用できるようなものとしていただきたい。
- ・自治体の行政サービスとしては、公営住宅、公立病院、住民票続柄記載欄もある。市職員の福利厚生等については、場合によっては労使交渉で持っていく、就労規則とかにも入れ込むことができるといったところにも繋がってくると思う。これらはすぐにできることというところではないかと考えている。公営住宅などは条例改正等が必要となり時間がかかると思われるが、時間がかかるような部分は導入後に検討し、まずは制度を早期に導入してほしい。
- ・宣誓制度等は、導入しても皆がすぐに活用することができるものではない。利用にあたっては、窓口でのカミングアウトが必要となるため、それができないという人もいる。そのような方たちへの配慮も忘れないでほしい。

- ・三重県では、宣誓制度等を活用しなくてもできることをまとめている。市がそういったものを広報し、市が応援していることを伝えることも大事だと考える。
- ・男女共同参画せんだいプラン 2021 で宣誓制度等について検討が始まったことが当時報道もされ、認知は広がったと思うが、それほど広がっていない。
- ・病院や保育園などの児童福祉施設、不動産の所有者、事業者等での福利厚生などにおいて、「うちはまだだ」という声が多い。周知がもっと必要と感じている。民間でも使えるサービスにつなげていくことが大事だが、まだ事業者でも取り組もうとしているところは少ない。
- ・市民の方々への周知も同様と感じている。私自身が男同士2人で住んでいるが、どの様な関係として、何と呼んでいいかわからないという状況もあると思う。市民の方、全体に理解してもらえるようにしていくことが必要だと思う。
- ・性のあり方は、人生のあらゆる局面で関わってくることであるため、男女共同参画課だけではなく、市の様々な部局が関わってくるのではないかと思う。あらゆる部局を通じて周知していくことが重要であり、市長のリーダーシップで進めていただきたい。
- ・周辺自治体への呼びかけも求められる。山形県や伊達市でも制度が導入されているが、宮城県が空白地帯。仙台市だけでやっていくのではなく、転居しても継続できるように、周辺自治体への呼びかけや他自治体との協定の締結等もやっていってほしい。
- ・2015年から宣誓制度等を早急に導入して欲しいと言いつつ続けている。男女共同参画せんだいプラン 2021 が開始されてから、計画期間も半分を過ぎており、随分待った。もう待てない。迅速な検討と施行をよろしくお願いします。
- ・パートナーとは30年一緒におり、お互いに年齢を重ねてきている。この頃、体調が悪いことも多く、人生の終わりに向けて、大事な局面を迎えていくことになる。そういったときに、法的な裏付けがない関係はもろいということを実感している。宣誓制度等で、そういった部分を緩和してほしいと思う。

○高浦副会長

- ・前回の審議会でも話題になったところではあるが、制度の対象について、いわゆる事実婚についても対象とするかどうかという点についてはどのようにお考えか。

○小浜氏

- ・事実婚の方たちがどのように考えておられるのかというところにまで議論がされているなという感覚はまだあまりない。
- ・事実婚の方々が求めるのであれば、含めることも考える必要があるのではないか。性的マイノリティだけに対象を限るものでもないのではないか。自分たちの団体の中でもまだ議論は進んでいない。
- ・事実婚の方々には既に制度があるが、性的マイノリティはそもそもの制度がない。その部分はすでに格差がある。それは知ってほしい。

○若生委員

- ・転勤などで仙台を離れる場合、他都市に住民票を置かなければならない状況も生じるとのことかと思う。

○小浜氏

- ・仙台に住民票を置いたまま、転勤すると、赴任先での行政サービスが受けられないということがある。法的な婚姻関係などであれば、一人だけ転出しても、家族からの連絡がいくと思うが、そういった関係ではないと、制度の周知がされていないと、行政サービスが受けられなかったりといった不都合はあると思う。

○田中会長

- ・2人のうち1人が単身赴任ということで、そういった場合でも仙台での宣誓制度等で利用可能として欲しいという話ではないかと思う。

(2) 東北大学性を考えるサークルAROW (以下、「AROW」とする。)

[意見・質疑応答等]

○AROW

- ・2019年に発足し、学内で性の多様性に関する実態調査を行ったりといった活動もしている。

- ・宣誓制度等の導入が近づいており嬉しく感じている。団体内でも同性婚や宣誓制度等の話が出ると、仙台市でも早く導入になれば良いとの話が出ていた。導入に向けた検討開始のニュースが出た時には、メンバー内でも共有し、嬉しいという声を聞くことができた。
- ・学生の立場では、これからの人生が見えにくいというか、例えば誰かと生きていくことになったときに、それがどのような形になるのか、社会的に認められるのか、そこでどのような弊害が生じてしまうのかというところが非常に不透明であるといったところで、当事者の学生たちはなかなか将来に希望を持ってないということもあったのかなと思う。こういった制度ができ、実際に使う人が出てくることで、ロールモデルが増えてくるということは、学生たちにとって将来を描きやすくなるということで、意味のあることではないかと思う。
- ・率直に嬉しく、また、これだけの大人が集まって真剣に議論してもらえているという状況が嬉しいと思う。
- ・パートナーシップ制度より、ファミリーシップ制度の方が良いのではないかというところが正直なところである。今後のことを思い描いたときに、例えば同性の方と付き合って、自分は子育てができるのか、その時に弊害はないのだろうかというところが一番心配なところかと思う。親権というところで、できる限りの保証が欲しいなということで、子どもも含めた制度が良いのではないかと思っている。
- ・この宣誓制度等は、国が同性婚を認めていないという状況での、あくまで代替制度ということになると思う。一自治体でできることは限られている中で、同性婚だとできること、宣誓制度等ではできないことなどが明確になってほしい。そして、こういった形でカバーアップすることができるのかというところもまとめてもらえると嬉しい。具体的には、例えば同性カップルの方々は、養子縁組や公正証書を利用して婚姻制度に代わるような状況を作っている場合もあると思うが、公正証書の作成方法などは一市民としては全く馴染みのない分野になるため、作成方法などを市としてまとめてほしいと思う。

○高浦副会長

- ・いわゆる事実婚の方々について対象に含めるかという点についてはどう思うか。

○AROW

- ・事実婚については、団体の内外でも、将来事実婚を考えているという声を聞いたことがある。そういった方々にとっても有益なものとして、事実婚についても含められると良いのではないかなと考えている。
- ・婚姻制度自体に違和感がある人、別姓にできないから婚姻しないという人もいるため、そういう人も使える制度となるとよいのかなと思う。

○高浦副会長

- ・宣誓制度等のみではなく、性の多様性に関する取組として、どのようなものがあればよいと思うか。

○AROW

- ・まずは、市民の皆さんの理解をさらに深めるための取組を充実してもらえたら嬉しいなと思う。
- ・今回、宣誓制度等が導入されることになったとしても、使われなければ意味がないと思う。そして使われるようになるには、当事者の人たちが、自分らしく生きることができるようになってはじめて、制度の利用につながってくるのではないかと考えている。
- ・団体でも取り組んでいる内容に、包括的性教育というものもある。教育の面でも、性の多様性のことも含め、様々な側面で教育を行うということも検討してもらえたら良いと思う。

○田中会長

- ・制度の足りている部分、足りていない部分がはっきりするということは意義のあることだと思う。宣誓制度等にこれが入っていると嬉しいという要件はどれか。

○AROW

- ・もちろんパートナーシップ宣誓制度でも意味のあることだとは思いますが、やはりファミリーシップ制度というところはあると嬉しいと思う。
- ・相続や住宅のことなどは公正証書等で何とか対応できる場所があっても、子育て

という面に関してはまだハードルがあるなというところを感じている。

- ・制度利用の対象者というところで、身近に事実婚を考えている人が複数いるというところもあり、議論も難しいかもしれないが、検討してもらえると嬉しい。

○千葉委員

- ・ファミリーシップ制度というところで、制度がないことで受けられない支援があるということのようだが、具体的にはどのようなものがあるのか。

○AROW

- ・宣誓制度等の個別具体的な制度に精通しているわけではないので、具体的にお答えすることは難しいが、地方自治体としてできることに限りがあるということもあり、ファミリーシップ制度を導入したからといって親権者と同じ立場になることができるということではないが、例えば病院でパートナーの子どもの入院手続きを代わられるということもあるのではないかと思う。

○高浦副会長

- ・例えば保育所の入所申し込みにおいて、パートナーの子どもについて、本人の名義で申し込みができるといったことや、お迎えの際にパートナーですということが言えるようになるとか、公営住宅の申し込みの際に家族として一体となって申し込みができるとか、そういったメリットもあるのではないかと思う。
- ・AROWは学生の団体ということだが、他の大学等で関心を持っている学生との連携についてはどのような展望をもっているか。

○AROW

- ・連携していきたいというものはあるが、やはり人的資源に限りがある中で、なかなか難しいと感じている。

○田中会長

- ・団体の立ち上げの際などは、他大学と連携していたと聞いている。

○今野委員

- ・同性婚という部分になってしまうが、海外では同性婚の導入がされてきていると聞いている。日本において、導入に至らないというところで、何か感じているところがあれば教えてほしい。

○AROW

- ・団体のコミュニティの中ではオープンになれるが、なかなか普段の生活ではそうはならない。
- ・団体で実施した学内における性の多様性に関する調査においても、回答した多くの学生が不快な思いをしている現状も見えてきている。一部では理解は進んできている一方、社会全体で見たときに理解が進んでいないからではないかと感じている。
- ・同性婚については、市民の意識だけではなく、宗教的なことや風土、家制度など多様な要素が絡んでおり、簡単に決められるものではないということはある。宣誓制度等という第一歩から、徐々に変革していくのが日本のスタイルなのではないかと思っている。

○門脇委員

- ・先ほど調査の話が出てきていたが、その調査はどのような項目で実施されていたのか。またその結果の活用はどのようにされていたのか。

○AROW

- ・調査については、団体発信で行い、グーグルフォームを活用してアンケート調査を実施した。その中で同意いただけた方 10 名くらいにインタビューも行ったというもの。大学として行った調査ではないため、母集団に偏りがある。どのくらいの方がLGBTQを知っているかという調査ではなく、どちらかといえば当事者の方々がどのような生活をしているのかという点にフォーカスした調査となっている。
- ・調査結果としては、例えば大学の授業の中で差別発言があり、それに対応できなかったという経験や、周りの学生との雑談の中で、理解が進んでいないなど感じる場面があるといった経験、氏名変更を大学で行うにあたって困ったことなどについてまとめている。
- ・調査結果については、2022年に男女共同参画推進センターによって開催された東北大学で発出されたDEI推進宣言に関するシンポジウム内で発表した。報告書については、AROWのホームページで公開している。

3 議題

(1) パートナーシップ宣誓制度等に関する論点等について

○男女共同参画課長

- ・資料1に基づき説明

[意見・質疑応答等]

○高浦副会長

- ・先ほどのヒアリングの際にも議論になっており、前回の審議会においても意見の相違があったところではあるが、制度対象者について、先ほどのAROWのような若い方の視点から、事実婚も含めてより多様な使い勝手の良いもので、という話もあった。
- ・事実婚については、積極的に排除するものではないが、一方で、小浜さんの話にもあった性的マイノリティの方々のための制度として、この議論が始まったというところも踏まえると、制度趣旨としては、原則一方または双方が性的マイノリティの方を対象とするところは崩さずに、そこは市民の方々の理解を促すという面からも明確にしておいたほうが良いのではないかと思う。
- ・しかしながら、事実婚の方も利用できるような制度の余地を残すという点で、「原則」という文言を残すとよいのではないかと思った。
- ・他都市との連携も考えた際に、例えば盛岡で宣誓した事実婚の方が仙台市に転入される場合、事実婚は排除されるということになると不都合が生じてしまうということにもなる。そのため、事実婚の方も利用できる余地を残しながら、一方でこの制度の念頭に置くのは、一方または双方が性的マイノリティである場合ということが良いのではないかと思う。

○千葉委員

- ・確認だが、事実婚の際には、すでに様々な行政サービス等において配慮が行われているという話を聞いた。実際には事実婚において、様々な配慮がもう行われている状況なのか。

○男女共同参画課長

- ・いわゆる事実婚に関しては、法律婚の取り扱いと異なるところと、同等の取り扱いが認められているものに分かれる。全て申し上げることはできないが、例えば社会保険の扶養家族には事実婚の方も認められたり、公的年金関係の給付についても認められるという風に法律上記載がされているなど、一定程度法律婚と同等の関係性を公的に認めたいという事例はいくつかあるようである。

○高浦副会長

- ・前回の審議会でも述べたが、住民票の続柄の記載で、未届の夫(妻)という記載もできる。ある程度公的に証明ができ、実際仙台市における市営住宅の申し込みにおける要件では、書類を添付すれば申し込みが可能となるということで、事実上ある程度配慮の対象には既にされているというところもある。

○村山委員

- ・副会長からもあったが、性的マイノリティの方への支援というものがまだ限られており、または社会的認知という点において、生活のしづらさという現状があるというところを考えると、性的マイノリティの方々を原則として対象とするのがいいのではないかと考えている。
- ・受領証への子の記載の部分については、子どもたちの扱いがどうなっていくのかと思う。保育園のお迎えとか、実際に生活している中で、どういった生活のしづらさというものがあるのか、制度というものは、生活のしやすさにつながっていかねばならない。丁寧なヒアリングをして、実際にどういったところに生活のしづらさというものがあるのかを聞きながら検討できればと思う。

○若生委員

- ・自治体間の連携について、仙台で宣誓した方が他都市に引っ越しした場合、仙台で受領証を受け取ったままでは、他都市へ引き継がれないという風に理解していた。2人とも転居する場合は、この制度で証明されたものは、失われるという理解で良かったか。

- 男女共同参画課長
 - ・2人とも市外に転居した場合、返納という形をとってもらおう自治体が多い。
- 高浦副会長
 - ・パートナーシップ関係のどちらかが死亡した場合も、基本的には返納することになるかと思うが、自治体によっては、子どもとの関係性を引き続き証明したいというニーズがあった場合は、返還の対象ではなく、内容変更の対象となることもある。是非仙台市で導入される場合もそのような取り扱いで導入されると良いと思う。
- 男女共同参画課長
 - ・補足だが、亡くなられた場合に返納を求めるかどうかというところも自治体によって異なっている。他都市の事例も含めて参考にしたい。
- 高浦副会長
 - ・子どもなどを含めるという点についてだが、親まで含めるべきかという点については、親の手術の際に実の子のほうで亡くなっている場合には、手術同意等で都合がよいのではないか。
 - ・一方で、東京都は、児童相談所の措置証明で確認できるということもあり、里親・里子関係も含む。栃木県鹿沼市も同様。同性パートナーの方々で里子を持つこともあるため、対象に含んでいくべきではないかと思っている。
- 門脇委員
 - ・性的マイノリティを対象とするか、事実婚も含めるかの話について、先ほどのヒアリングを聞きながら思ったが、やはりスピード感が一つのポイントになるのかなと思う。まずは性的マイノリティへの制度を整えていきつつ、事実婚についても視野に入れながら検討していくというほうが良いのではないかと思った。
 - ・なぜ事実婚という制度を利用しているのか、まだその理由が認識できていないところはあるが、様々な理由で婚姻しないというのは、意思の話かと思う。しかしながら「できない」という方もおられるということなので、そういったところも考えて検討していくべきでは。
 - ・他自治体ではファミリーシップ制度というものも設けていると聞いているが、子と一緒に使える制度も必要かと思う一方、子の人権も考えるべきでは。
 - ・他自治体では、子どもの年齢によっては、その制度から抜けることができることにしているところもある。実態を把握しながら、制度だけではなく、子に対する支援も考えていかないと汲み上げられないのではないかと思った。
- 高浦副会長
 - ・子どもの年齢要件の部分で、他自治体では、成年になるまでは子どもということで、年齢要件を設けているところもある。この部分については、例えば、成年になった子どもが事故で手術を行う必要がある場合に、年齢要件があると承諾できないという不都合が出てくる可能性もある。あまり年齢要件を入れるべきではないと考える。また、共に生活しているとか生計が同一であるという要件を設けている自治体もあるが、あまり制限を設けないほうが柔軟な制度設計できるのではないかと思っている。
- 田中会長
 - ・居住要件については、仙台市に勤務しているだけでよいというものができれば本当はすごく良いのではないかと思う。企業の福利厚生とか、そういったのも柔軟にできると良いなとも思っている。
- 高浦副会長
 - ・東京都は、通学・通勤のみが条件。ただ、仙台市があまりに先行してしまうと、他自治体の制度の定着が遅くなるのではないかと思う。そのため、制度導入の際には、一方または双方が仙台に居住または転入予定とするあたりにはしていけば良いのではないか。
- 今野委員
 - ・制度利用対象者については、性的マイノリティだけではなく、事実婚も含めた制度設計にすべきではないか。婚姻だけではなく、より幅広いパートナーのあり方というものを示せるのではないかと思う。
 - ・子も含めた包括的な制度にすべきではないかと思っている。災害時などは、家族単位で支援が行われる場面で、子どもだけが不利益を被る場合もあると聞いている。

こういったことを防ぐ意味でも家族単位での確認ができる体制が望ましいのではないかと思う。

- ・三重県の制度では、医療機関や県のサービス、民間サービスなどでは企業名が入った形で、細かく利用できるサービスの記載がある。利用する側も利用しやすい制度となるような、制度そのものを可視化していくような取組も必要かなと思う。いずれにしても、スピード感が大事である。

○田中会長

- ・前回の審議会でも、宣誓制度によって利用可能となる民間のサービスといったところが非常に重要となるという話が出ていた。そういうところも併せてご紹介できるようなものになると良いと思う。
- ・やはりスピード感というところで、夏頃にパブリックコメントということであったが、来年度には導入されるということで、審議会としても取り組んでまいりたいと思う。

○高浦副会長

- ・事業者への理解・周知は、ぜひ協力関係を広げていただきたい。一方で、アウトティングに繋がらないようにしなければならない。例えば、情報を知った企業が、この方たちは同性パートナーですといったことを他で言ってしまわないように、守秘義務というかしっかりと情報を管理して下さいということを伝えていく必要がある。
- ・事業者側に情報の秘匿性を留意してもらおう働きかけが大事である。

○柴田委員

- ・パートナーシップ宣誓制度に法的効力がないのであれば、情報管理をしっかりしないと、一対複数のようなことも可能になってしまうのではないかと疑問を持っている。例えば、札幌市で宣誓した後、パートナーを札幌市に残したまま仙台市に転入した場合、仙台で違うパートナーと宣誓するということが、可能になってしまうのであればトラブルになりかねないのでは。これを回避するのは、マイナンバー制度などを活用することになるのか。

○男女共同参画課長

- ・マイナンバー制度を活用した全国一律の管理はできない。本市で制度を導入した場合、その条件に該当する方に宣誓していただくという前提での制度となる。住民票や独身の証明書などで条件を形式的に確認していくことになりかと思う。宣誓される方の意思を自治体として受け止める制度として運用することになる。宣誓に虚偽があることが判明した場合には無効とする手続きや、自治体によっては無効とした受領証の番号を公表しているところもある。
- ・可能な限り虚偽の宣誓は防ぐような制度設計にしていきたいが、完全に防ぐことができるのかという点については、確実に防げるとは申し上げられない状況かと思う。

○田中会長

- ・様々な観点から意見をいただけたと思う。本日の議論も踏まえて、事務局には更に検討を進めていただきたい。
- ・時間の制約がある中での意見交換だったので、追加の意見があれば後日事務局にお寄せいただきたい。

(2) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施について

○男女共同参画課長

- ・資料2および資料3に基づき説明

[意見・質疑応答等]

○高浦副会長

- ・とりわけDVや性暴力の部分については、非常にセンシティブな内容をお伺いすることになる。回答者に過度なストレスがかからないようにする配慮も大事だと思う。
- ・DV、性暴力、セクシュアルハラスメントが今回新たに含まれる分野だが、言葉の定義というところもある程度示しながら実施する必要があると思う。

- ・DVについては、デートDVについても組み込むということかと思う。配偶者間でのDVというところから、配偶者関係でなくとも交際関係においてのものも含むとなると、DVの定義については、以前の調査で定義づけされていた「配偶者間においての」という部分に変更されるということか。
- 男女共同参画課長
 - ・DVの対象者については今後精査していく必要もあるかと考えているが、用語などについては、ある程度定義を示しながら、それに関してどうかというお伺いの仕方など、工夫してまいりたい。
- 高浦副会長
 - ・セクシュアルハラスメントについてはどうか。
- 男女共同参画課長
 - ・法令による定義づけなどもあるため、お伺いする場合はしっかりと定義を明示したうえでお聞きしたいと考えている。
- 高浦副会長
 - ・回答者の認識のずれが起こるのは設計として望ましくないと思うので、定義などを示しながら聞いていただきたい。
- 村山委員
 - ・性暴力の部分だが、女性のみを対象とするのではなく、対象を限定しないということか。
- 男女共同参画課長
 - ・性暴力だけではなく、DVやセクシュアルハラスメントについても、男女ともに起こり得るものであることから、対象の性別は限定しないものとする予定である。
- 今野委員
 - ・資料3の間11、間12について、自己肯定感と心の健康状態の項目が新たに追加となったのは良いと思う。この部分についてはどのような指標などを参考に設問を作成していく予定なのか。
- 男女共同参画課長
 - ・この設問については、昨年度本市において実施した「女性の暮らしと困難に関する実態調査」において同様の項目を設けている。その際に、困難な状況と収入状況や心の健康状態などとの相関関係があるのではないかという仮説のもとで設定した質問である。
 - ・項目の検討にあたっては、学識経験者からのアドバイスも受けながら進めているところである。
- 門脇委員
 - ・参考資料2について、「性の多様性」に関する取り組みの選択肢中、6の各種様式からの不要な性別欄の削除は、聞かなくても良いのではないかと思う。アンケートの性別の項目も男性、女性、無回答ということで、回答することに違和感のある方は回答不要という形にもなっているため、選択肢に入れる必要性が疑問である。
 - ・厚生労働省の履歴書も、「男・女・任意」という形になっていたかと思う。
- 男女共同参画課長
 - ・男性と女性を可能な限り分けて聴取することで、実際にまだ起こっている男女共同参画を阻む理由などは、性別をお聞きすることで統計的に分かってくるものもあるため、性別欄を残すべき調査もある。一方で、研修のアンケートなど、性別をお聞きすることが不要と思われる調査もある。調査の内容によって、それぞれの調査の実施主体が性別欄の可否について判断していく必要があるかかと考えている。
- 村山委員
 - ・セクシュアルハラスメントや性暴力の相談の部分で、相談しなかった理由というものも必要だが、相談できた人はなぜ相談できたのかということもいつも気になる。相談できない場合というのは少し想定できる部分もあるが、相談できた人たちということも、両面から検討できると良いのではないかと感じた。
 - ・調査項目の総数の問題もあるが、両方の面から、それぞれの方にその理由を問うといったこともあって良いのではないかと思う。

- 男女共同参画課長
 - ・検討させていただきたい。しかしながら、項目数の問題もあり、増やせるところとそうではないところもあることはご了承ください。
- 田中会長
 - ・資料3問16の部分で、子どものいる女性のみという限定がされている。そのためこの設問で把握できるのは子どものいる女性のみでの退職理由になるが、これはバイアスがかかっているように思える。
 - ・女性が退職する理由は、出産や育児をきっかけとするものだけではないはずなので、検討させていただきたい。
 - ・質問の順番についてだが、DVと性の多様性に関する質問の順番がこれで良いのかなと感じた。DVが先に来ていると、自分は関係ないと思ってそこで回答をやめてしまったりということも考えられる。性の多様性については、これから知ってほしい分野でもあると思うので、順番等も適宜検討させていただきたい。
 - ・男女共同参画せんだいプラン2021の順番等になっていると分かりやすいのではないかと思う。
- 男女共同参画課長
 - ・項目の構成や順番などについては、いただいたご意見も踏まえて検討してまいりたい。
- 高浦副会長
 - ・どうしてもDV関係の方は重くなってしまうので、最後まで答えていただけるかというところはあると思うが、性の多様性についてはもう少し前の方の設問でも良いのではないかと思う。

(3)「男女共同参画せんだいプラン 2021」目標値の変更について

- 男女共同参画課長
 - ・資料4に基づき説明

[意見・質疑応答等]

- 田中会長
 - ・この件については前回は質問があり、なかなか達成が難しいという回答だったかと思う。
 - ・今後は修正した目標値の達成に向けて取組を推進していただきたい。

4 その他

- 若生委員
 - ・先ほど今野委員の方からも、避難所における性の多様性への対応という意見が出たが、仙台市で進めている、仙台市地域防災リーダー（SBL）の研修が減災推進課により年2回程度行われている。普段からの生活や価値観が、災害時には特に顕著に出るとされるため、是非一堂に会したところで、性の多様性に関するセミナーや、お互いの考えを学びあう場といったものがあると良いのではないかと思った。
- 男女共同参画課長
 - ・参考までに、本市での取組として紹介させていただきたいのは、避難所担当課向けの職員研修の中で、男女共同参画の視点に立った避難所運営の必要性について毎年説明している。性の多様性についても、ニーズの違いなども含めて配慮を求めているところである。
 - ・今後も機会を捉えて、周知を図ってまいりたい。
- 若生委員
 - ・ここ数年の間、仙台では大きな避難所の開設はなかったが、コロナ禍を経て、避難所に収容できる人数や衛生管理等、現場はずいぶん変わってきているところもある。

- ・限られたエリアの中で、どの様に対応していくのか、事前に話し合いをしておかないと実際に災害が起こったときに対応しきれないだろうと感じている。総合的にお話を伺える機会を作っていたきたいと思う。

○高浦副会長

- ・先ほど小浜さんも、避難所における配慮というものも大事だという話をされていた。なかなか避難所に行くのをためらって自宅避難をしたりしているのではないかと、ところで、啓発というところも含めて、プログラムを組んでいただければ良いのではないかと思う。

○田中会長

- ・医療現場でも、LGBTQ+を理解しているというバッチを付けるだけでも当事者の方たちにとって安心感が全然違うということもあるという報道を見聞きしたことがある。例えば、避難所担当職員でバッチを付けたLGBTQ+に理解のある方がいると入りやすいということもあると思う。

5 閉会

○企画推進係長

- ・閉会にあたり、以下の点をご案内申し上げる。
 - ① 本日の議題に関して、追加でのご意見等がある場合は2月9日までに事務局までメールなどでお寄せいただきたい。
 - ② 議事録について、本日の議事録原案を事務局で作成し、議事録署名人に署名をいただいた後、市政情報センター及び仙台市ホームページで公開する。
 - ③ 次回の審議会開催については、来年度5月～6月頃の開催を予定している。
- ・本日の審議会はこれにて終了とさせていただきます。